

## 井原市建設工事共同請負制度事務処理要領

井原市建設工事共同請負制度事務処理要領（昭和56年要領）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要領は、大規模な建設工事又は特殊工法等を含む建設工事について、地場産業育成の見地から共同企業体により、請負工事に参加させる場合の基準その他必要な事項について定めるものとする。

（適用）

第2条 共同企業体との工事請負契約その他事務処理については、この要領に定めるもののほか井原市財務規則（昭和39年規則第8号）、井原市建設工事請負契約指名競争入札参加資格規程（昭和53年規程第2号、以下「入札参加資格規程」という。）及び入札指名審議会設置規程（昭和52年規程第4号）の定めるところによる。

（対象工事）

第3条 井原市が発注する建設工事の競争入札（以下「競争入札」という。）に共同企業体に参加させる場合の対象工事は、分割施工が困難であり、かつ、大規模であって技術的難度の高い工事で市長が適当と認めるものとする。

2 発注の対象となる工事の設計金額は、おおむね3億円以上とする。ただし、市長において特に必要と認める場合は、この額を変更することができる。

（共同企業体の構成）

第4条 共同企業体を構成する建設業者（以下「構成員」という。）の資格は、建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23に規定する経営に関する事項の審査を受けた建設業者であって、入札参加資格規程第6条により、A級以上に格付けされている者のうちから2業者以上をもって1共同企業体を構成する。

2 前項の規定にかかわらず市長が必要と認めるときは、特A級に格付けされている者と共同企業体を構成する場合に限り、B級に格付けされている者を構成員とすることができるものとする。

3 入札参加資格規程第6条による等級格付けのない工種における共同企業体の構成は、市長が別に定める。

4 共同企業体を構成する場合、一つの構成員は同一工事について2以上の共同企業体を構成できないものとする。

（代表者の選定要件）

第5条 代表者は、最大の施行能力を有する者とする。また、代表者の出資比率は、構成員中最大であるものとする。

（共同企業体の入札参加資格）

第6条 共同企業体を競争入札に参加させる場合の資格は、第9条の規定に基づく資格審査の総合数値が1,050点以上であるものとする。

2 井原市内に本社または本店を有する業者のみで共同企業体を構成する場合は、第9条の規定に基づく資格審査の総合数値によらず、特定建設業許可を受けていることを共同企業体の入札参加資格とすることができるものとする。

（工事の通知）

第7条 市長は、対象工事について共同企業体を競争入札に参加させようとするときは、あらかじめ選定した者に対し、工事名、工事場所、工事内容、予定工期、各構成員の出資比率 要件、

代表者要件及び共同企業体入札参加資格審査申請書受付期間等を通知するものとする。

2 各構成員の出資比率の最小限度基準は、指名審議会において決定する。

3 第1項の通知は、入札参加資格審査申請書受付期間開始前15日までに行うものとする。ただし、急を要する場合においては、この限りではない。

(指名願の受付)

第8条 前条の規定に基づき、共同企業体を設立して競争入札に参加しようとする者は、受付期間内に共同企業体入札参加資格審査申請書(以下「申請書」という。別紙様式)を構成員の連名で市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、共同企業体協定書を添付させるものとする。

3 共同企業体を結成することについて、各構成員が代表者でない場合は、その権限を有するものの委任状を添付させるものとする。ただし、入札参加資格規程第4条に基づく指名願において、すでに提出している場合は不要とする。

(入札参加資格審査)

第9条 前条の第1項の規定により共同企業体から申請書が提出されたときは、入札参加資格規程を準用し、井原市建設工事共同企業体審査基準により審査するものとする。

(共同企業体の指名)

第10条 指名審議会は前条に基づく審査を行い、共同企業体を指名する。

(指名の通知)

第11条 共同企業体に対する入札参加の通知は、構成員の代表者に通知するものとする。

2 前項の通知に当たっては、現場説明会の通知と合わせて行う。

(入札書等)

第12条 入札書には、共同企業体の名称及びその代表者を表示するとともに、当該構成員の代表者又はその代理人全員が記名押印しなければならない。

2 入札書は1共同企業体につき1部提出するものとし、入札に際しては構成員の代表者又はその代理人がそれぞれ出席し、必要な委任状は構成員において提出するものとする。

(契約の締結)

第13条 共同企業体との契約の締結にあたっては、契約書に共同企業体の名称及び代表者を表示するとともに、当該構成員の代表者全員が記名押印しなければならない。

(代表者の権能)

第14条 工事の監督、請負代金の支払い等契約に基づく行為については、すべて共同企業体の代表者を相手方とするものとする。

(委任)

第15条 この要領に定めのない事項については、別に定める。

附 則

この要領は、平成9年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成11年9月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年3月1日から施行する。